

每月1・11・21日發行  
發行所 大分市役所  
兼印刷人 田邊夫  
印刷所 第一印刷社

過料に處せられます

届出期間を怠つた主なる原因を  
で届出がでなかつたもの等を列  
記することが出来ます

本年一月から三月までの間、大部分拾つて見ますと、赤ちやんが生れ市における戸籍届出期間を怠つた事件を調べて見ましたところ、出たのでその手続に手間取つて出生届百十件、死亡届十件、後見生届が遅延したもの、届出地を間違へていたもの（出生の届出は出生地で、死亡の届出は死亡地です）、誤認離婚一件、合計百四のことがなつてゐる）、期間の計届出を怠つてゐる者に対して一定の罰を課せらるゝことになつてゐる。

農繁期には特  
に注意致しま  
しょう

**用心の先ぬめ転**

只今防犯月間として防犯運動案を実施していますがこれは申すまでもなく最近大分県下に亘つて盗難が続発しているからであります

農繁期には特に注意致しましょう

これから農繁期に入りますと、仕事に疲れますので、夜はぐっすり眠り、つい盗人がはいつても覺

時期であります

盗犯は大分市だけで本年一月から十月までに一七七件、被害額一五〇〇万円にも達しています、市警察では昼間の巡回或は不審者の質問、夜警等盗犯の豫防検査に努めて居りますが、皆様は次の注意を守つて盗難に罹らないよう充分豫防して下さい

①、各戸は必ず留守番を置くこと  
若し留守番が居なくて外出する時は近所の方に頼んで出ること

②、貴重品の保管には特に留意すること

③、自転車の盗難が特に多いので外に置く場合は施錠をすると共に必ず見張りを頼むようにすること

④、物買い、物売り等に注意して怪しいと思うときは直ぐ警察に連絡すること

⑤、盗難に罹つた時は現場をそのまゝにして一番先に警察に届出ること

租税の取扱について

去る九月から市税や水道料など  
 納期日迄のものも納期日後のもの

縦覧始る

一、縦覧場所 大分市役所市会議事堂  
 一、縦覧期間 昭和二十六年十二月二十日・二十九日（十日間）（日曜、祭日も縦覧出来ます）  
 一、縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで  
 若し、この評価額に不服のある方は十二月九日迄の間に審査委員会に請求出来ます、この期間をすましては審査請求は受付出来ませんから御承知下さい。（課税課）

被害を受けた年分の総所得金額が三十万円以下である場合には左の通り減免

(イ) 総所得金額が十五万円以下である時 当該所得税額の全部

(ロ) 総所得金額が三十万円以下である時 当該所得税額の十分の五

には金庫もな一大事な皆様の税金保管に困つていますので、出張所員がこの税金を市金庫に持参する時間を考慮されて、なるべく次の時間迄にお納め下さるようお願いします

一、普通日 午後一時半迄  
二、土曜日 午前十二時迄

(総務課)

| 種別     | 期間の起算     | 期間        |
|--------|-----------|-----------|
| 1. 普通  | 1. 1. 1.  | 1. 1. 1.  |
| 2. 特別  | 2. 1. 1.  | 2. 1. 1.  |
| 3. 臨時  | 3. 1. 1.  | 3. 1. 1.  |
| 4. 非常  | 4. 1. 1.  | 4. 1. 1.  |
| 5. 臨時  | 5. 1. 1.  | 5. 1. 1.  |
| 6. 非常  | 6. 1. 1.  | 6. 1. 1.  |
| 7. 臨時  | 7. 1. 1.  | 7. 1. 1.  |
| 8. 非常  | 8. 1. 1.  | 8. 1. 1.  |
| 9. 臨時  | 9. 1. 1.  | 9. 1. 1.  |
| 10. 非常 | 10. 1. 1. | 10. 1. 1. |
| 11. 臨時 | 11. 1. 1. | 11. 1. 1. |
| 12. 非常 | 12. 1. 1. | 12. 1. 1. |
| 13. 臨時 | 13. 1. 1. | 13. 1. 1. |
| 14. 非常 | 14. 1. 1. | 14. 1. 1. |
| 15. 臨時 | 15. 1. 1. | 15. 1. 1. |
| 16. 非常 | 16. 1. 1. | 16. 1. 1. |
| 17. 臨時 | 17. 1. 1. | 17. 1. 1. |
| 18. 非常 | 18. 1. 1. | 18. 1. 1. |
| 19. 臨時 | 19. 1. 1. | 19. 1. 1. |
| 20. 非常 | 20. 1. 1. | 20. 1. 1. |
| 21. 臨時 | 21. 1. 1. | 21. 1. 1. |
| 22. 非常 | 22. 1. 1. | 22. 1. 1. |
| 23. 臨時 | 23. 1. 1. | 23. 1. 1. |
| 24. 非常 | 24. 1. 1. | 24. 1. 1. |
| 25. 臨時 | 25. 1. 1. | 25. 1. 1. |
| 26. 非常 | 26. 1. 1. | 26. 1. 1. |
| 27. 臨時 | 27. 1. 1. | 27. 1. 1. |
| 28. 非常 | 28. 1. 1. | 28. 1. 1. |
| 29. 臨時 | 29. 1. 1. | 29. 1. 1. |
| 30. 非常 | 30. 1. 1. | 30. 1. 1. |
| 31. 臨時 | 31. 1. 1. | 31. 1. 1. |
| 32. 非常 | 32. 1. 1. | 32. 1. 1. |
| 33. 臨時 | 33. 1. 1. | 33. 1. 1. |
| 34. 非常 | 34. 1. 1. | 34. 1. 1. |
| 35. 臨時 | 35. 1. 1. | 35. 1. 1. |
| 36. 非常 | 36. 1. 1. | 36. 1. 1. |
| 37. 臨時 | 37. 1. 1. | 37. 1. 1. |
| 38. 非常 | 38. 1. 1. | 38. 1. 1. |
| 39. 臨時 | 39. 1. 1. | 39. 1. 1. |
| 40. 非常 | 40. 1. 1. | 40. 1. 1. |
| 41. 臨時 | 41. 1. 1. | 41. 1. 1. |
| 42. 非常 | 42. 1. 1. | 42. 1. 1. |
| 43. 臨時 | 43. 1. 1. | 43. 1. 1. |
| 44. 非常 | 44. 1. 1. | 44. 1. 1. |
| 45. 臨時 | 45. 1. 1. | 45. 1. 1. |
| 46. 非常 | 46. 1. 1. | 46. 1. 1. |
| 47. 臨時 | 47. 1. 1. | 47. 1. 1. |
| 48. 非常 | 48. 1. 1. | 48. 1. 1. |
| 49. 臨時 | 49. 1. 1. | 49. 1. 1. |
| 50. 非常 | 50. 1. 1. | 50. 1. 1. |
| 51. 臨時 | 51. 1. 1. | 51. 1. 1. |
| 52. 非常 | 52. 1. 1. | 52. 1. 1. |
| 53. 臨時 | 53. 1. 1. | 53. 1. 1. |
| 54. 非常 | 54. 1. 1. | 54. 1. 1. |
| 55. 臨時 | 55. 1. 1. | 55. 1. 1. |
| 56. 非常 | 56. 1. 1. | 56. 1. 1. |
| 57. 臨時 | 57. 1. 1. | 57. 1. 1. |
| 58. 非常 | 58. 1. 1. | 58. 1. 1. |
| 59. 臨時 | 59. 1. 1. | 59. 1. 1. |
| 60. 非常 | 60. 1. 1. | 60. 1. 1. |
| 61. 臨時 | 61. 1. 1. | 61. 1. 1. |
| 62. 非常 | 62. 1. 1. | 62. 1. 1. |
| 63. 臨時 | 63. 1. 1. | 63. 1. 1. |
| 64. 非常 | 64. 1. 1. | 64. 1. 1. |
| 65. 臨時 | 65. 1. 1. | 65. 1. 1. |
| 66. 非常 | 66. 1. 1. | 66. 1. 1. |
| 67. 臨時 | 67. 1. 1. | 67. 1. 1. |
| 68. 非常 | 68. 1. 1. | 68. 1. 1. |
| 69. 臨時 | 69. 1. 1. | 69. 1. 1. |
| 70. 非常 | 70. 1. 1. | 70. 1. 1. |
| 71. 臨時 | 71. 1. 1. | 71. 1. 1. |
| 72. 非常 | 72. 1. 1. | 72. 1. 1. |
| 73. 臨時 | 73. 1. 1. | 73. 1. 1. |
| 74. 非常 | 74. 1. 1. | 74. 1. 1. |
| 75. 臨時 | 75. 1. 1. | 75. 1. 1. |
| 76. 非常 | 76. 1. 1. | 76. 1. 1. |
| 77. 臨時 | 77. 1. 1. | 77. 1. 1. |
| 78. 非常 | 78. 1. 1. | 78. 1. 1. |
| 79. 臨時 | 79. 1. 1. | 79. 1. 1. |
| 80. 非常 | 80. 1. 1. | 80. 1. 1. |
| 81. 臨時 | 81. 1. 1. | 81. 1. 1. |
| 82. 非常 | 82. 1. 1. | 82. 1. 1. |
| 83. 臨時 | 83. 1. 1. | 83. 1. 1. |
| 84. 非常 | 84. 1. 1. | 84. 1. 1. |
| 85. 臨時 | 85. 1. 1. | 85. 1. 1. |
| 86. 非常 | 86. 1. 1. | 86. 1. 1. |
| 87. 臨時 | 87. 1. 1. | 87. 1. 1. |
| 88. 非常 | 88. 1. 1. | 88. 1. 1. |
| 89. 臨時 | 89. 1. 1. |           |

|                   |              |       |
|-------------------|--------------|-------|
| 出生届               | 出生の日から       | 十四日以内 |
| 養児籍見の申出           | 発見の時から       | 二十四時  |
| 養児を引取りたる父又は母より出生届 | 引取つた日から      | 一月以内  |
| 後見開始就職届           | 後見人就職の日から    | 十日以内  |
| 後見更迭届             | 後任者就職の日から    | 十日以内  |
| 後見終了届             | 終了の日から       | 十日以内  |
| 後見監督人就職届          | 就職の日から       | 十日以内  |
| 後見監督人更迭届          | 後任者就職の日から    | 十日以内  |
| 後見監督人終了届          | 終了の日から       | 十日以内  |
| 保佐開始就職届           | 保佐人就職の日から    | 十日以内  |
| 保佐人更迭届            | 後任者就職の日から    | 十日以内  |
| 保佐終了届             | 終了の日から       | 十日以内  |
| 裁判による離婚届          | 裁判確定の日から     | 十日以内  |
| 裁判による離婚届          | 裁判確定の日から     | 十日以内  |
| 裁判による親権者指定変更届     | 裁判確定の日から     | 十日以内  |
| 死亡届               | 死亡の事実を知つた日から | 七日以内  |
| 失踪届               | 裁判確定の日から     | 十日以内  |
| 推定相続人廃除届          | 裁判確定の日から     | 十日以内  |
| 帰化届               | 告示の日から       | 十日以内  |
| 国籍喪失届             | 事実を知つた日から    | 一月以内  |
| 就籍届               | 許可の日から       | 十日以内  |
| 戸籍訂正申請            | 許可の日から       | 一月以内  |
| 確定判決による戸籍訂正申請     | 裁判確定の日から     | 一月以内  |
| 寄留届               | 住所居所を定めた日から  | 十四日以内 |
| 同一市町村内における住所所変更届  | 変更した日から      | 十日以内  |
| 復帰届               | 復帰した日から      | 十日以内  |

急ぐのも坊やのためと親心



（婚姻） 窓口に届け書く間も嬉しそう

# 「ゴミ」は毎日運ばれている

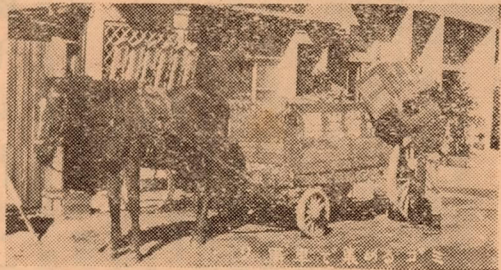
## こんなに澤山

皆さんの家のゴミ、毎日市街に運ばれています。ゴミは、毎日市街に運ばれています。ゴミは、毎日市街に運ばれています。



「がたい」といって、ゴミを運ぶのは、毎日市街に運ばれています。ゴミは、毎日市街に運ばれています。ゴミは、毎日市街に運ばれています。

①徐行しながら扉を開き、ゴミを集めるトラックに協力下さる浜町の婦人の方々です



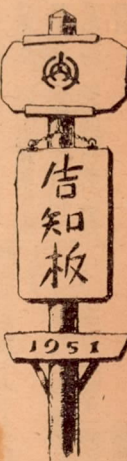
②馬車で集めるゴミ。トラックが行けないような道路に面した家のゴミは馬車で集めます。写真は竹町附近のゴミ取り風景です



③小車運搬。トラック、馬車の入れない小路は小車で運ばれます。取る人の心になつて協力下さい

### 畜牛生産者へ

大分地方畜産販売農業協同組合連合会では定期家畜市場及び牛の登録検査を左記日程により行います。市内には登録されて居ない畜産牛が相当数ありますが、今後登録のない牛の子は永久に子孫まで無登録牛となります。十八ヶ月以上の畜産牛は登録検査を受けて下さい。家畜市場：二十一日同席市場：二十五日同席。市場補助登録並に予備登録検査：二十一日午前八時。午後一時。春日公園（農務課）より。



### ジフテリアの豫防注射実施

ジフテリアの予防注射第三回目を行いますので、該当の方は御忘れなく予防注射をお受けになつて下さい。

#### 一、対象者

(イ) 昭和二十五年七月一日より昭和二十六年三月末日までに出生の者（一期）  
(ロ) 昭和二十七年四月小学校に入学する者（二期）  
(ハ) 昭和二十七年三月小学校を卒業するもの（二期）

#### 一、要領

初回免疫：今まで一度も注射を受けていない者、第一回・五、第二回・一〇、第三回・一〇を本回を第一回の時全額接種します。追加免疫（一回受ける者）：一〇年九月から各四、五週間の間隔をおいて注射をしていただきます。日程に依り受けて下さい。

### 「ねずみ」を退治いたしましょう

吾々が日夜育てた大事ですが、皆さんの鼠退治に対する意識も、そのおかげで、御認識と実行によつて初めて目的が達成されます。天災の被害も幾分か減らすことが出来ます。今回の助かりまして取り入れ、鼠退治は年中第一番の好時期です。もう一歩、努力を怠らず、一戸も残らず、実行して鼠一匹いなくしてあげてください。鼠退治は年中第一番の好時期です。もう一歩、努力を怠らず、一戸も残らず、実行して鼠一匹いなくしてあげてください。

### 東京・大分・都城急行列車いよいよ運轉

日豊線沿線都市市長年の願望であつた東京行直通急行列車は、大分、宮崎両県関係各市及び商工会議所が一体となり、これが実現のため、国鉄当局に対し運動を展開してまいりましたが、愈々今年十二月二十四日、下線とも運転開始の運びとなりました。なお、大分の発着時刻は次の通りです。

| 上り東京行 | 大分着 | 一八、五七、九一、〇五 |
|-------|-----|-------------|
| 下り都城行 | 大分着 | 一〇、二六、五〇、三三 |

### 墓地移轉について

大分市戦災復興事業に伴う市内六ヶ寺の墓地移転は関係市民各位の御協力に依つて此の度完了致しましたが、新墓地の配置、墓石の

|        |        |
|--------|--------|
| 十一月十六日 | 東大分、日岡 |
| 同 二十七日 | 金池、瀧尾  |
| 同 二十八日 | 春日、八幡  |
| 同 二十九日 | 大庭、南大分 |
| 同 三十日  | 荷揚、中島  |
| 十二月 三日 | 長浜、神崎  |

### 英軍発行の個人計算カード支拂

英軍発行の個人計算カードの支拂を受ける要領は次の通りです。なお、連合国又は連合軍発行の現金預り証を所持される方も必要領による手続きで認可のあつたものはその支拂を受けることができます。

- 一、個人計算カードの支拂を受けるようとする者は大蔵大臣宛にその支拂につき認可申請をする。
- 二、前号の認可申請一通に個人計算カードを添え、外国為替取扱銀行を経て申請する。（日銀大分支店）なお、認可申請書は外国為替銀行に準備されている。
- 三、前号の申請に対する大蔵大臣の認可書は個人計算カードと共に前号の銀行経由申請者に送付される。
- 四、認可された申請者は日銀大分支店に於て大蔵大臣認可書、個人計算カードと引換えに本邦通貨の支拂を受ける。
- 五、支拂は表示英貨一磅に対し邦貨一、〇〇八円、米貨一弗に対し邦貨三六〇円である。

実施区域 全市一斉  
【要領】  
①、殺鼠剤メツソを六世帯に一個の割にて衛生班が町内会単位に無償配布致します。必ず町内会単位で協力して実施して下さい。  
②、今回は懸賞付鼠取り週間です。から捕鼠したら最寄の出張所から衛生課へ御持参下さい。  
鼠一匹につき抽せん券一枚を差上げ抽せんにより左記の賞品が授けられます。（衛生課）

祝祭日には必ず国旗を掲げましょう